

《相談》私は20歳の男性ですが、先日、女性から電話があり意気投合しました。デートの約束で待ち合わせをしたら、女性の勤務先の店に案内され、高額な絵画を勧められたので、興味が無いと断りましたが、男性店員3人に囲まれ約5時間勧誘を受け、契約しないと帰れない雰囲気、仕方なく契約してしまいました。支払えないので解約したいと考えています。



相談室の窓

消費生活センターへ

☎7123-1084

若者を狙ったデート商法にご注意を

《アドバイス》今回の事例は、女性がデートに誘うなどして恋人を装うことから、デート商法といわれています。

契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）できます。

同商法は、20歳になったばかりなど、若い方が狙われやすいので十分気をつけましょう。

身近な法律の話

借地上の建物を譲渡する場合は

Q 借地に家を建てて住んでいますが、家を処分することになりました。

地主が許可しない場合は処分できないのでしょうか。

A 借地上の建物を譲渡するには、敷地賃借権の譲渡または転貸が伴います。

建物の譲渡をするためには、賃借権の譲渡に関し、賃貸人の承諾を得る必要があります。もし、承諾が得られない場合には借地人は裁判所に地主の承諾に代わる許可の裁判を求めることができます。

裁判所は、地主の承諾拒否を審理し、不当であれば承諾

に代わる許可の裁判をすることになります。裁判では借地権の残存期間や借地に関する経過、借地権譲渡を必要とする事情などが考慮されることになります。

また、地主の承諾も裁判所による許可もないまま借地人が借地上の建物を譲渡した場合には、地主は借地権の無断譲渡を理由に賃貸借契約を解除することができますが、解除は無条件に有効ではなく、地主と借地人との信頼関係が損なわれていない場合には、解除原因にならないとされています。

フォト短信



約100人が参加した二川支部（上）と誘導灯を手に巡回する中央東支部

年末年始の慌しさの中で、多発する犯罪を防止しようと、野田市防犯組合では、12月17日から23日まで市内全域でパトロールを実施した。巡回には16の支部と市、警察の計約2千人

「安全なまち」をめざして 年末一斉パトロール

が参加。支部単位での出発式の後、各地区に分かれ、主要道路から細い路地に至るまで、通行人に声をかけながら注意を呼びかけた。



市役所ではエレベーターホール前などに、油絵や水彩画などに、市民画家の作品14点を展示している。毎年12月に展示替えが行われ、清掃工場やパブリックゴルフ場のひばりとけやきコースでも鑑賞できる。

市役所や文化会館など 公共施設が、美術館に

公共施設を訪れる皆さんに、絵画を楽しんでもらおうと、市では野田美術会（櫻田久美会長）の協力で、昭和59年から、市役所や文化会館などに、油絵や水彩画などに、市民画家の作品14点を展示している。

わが家の天使



石渡岳登くん
(20.9.3生)

～ 2月の講習会 ～

トレーニングルーム

【総合公園体育館】☎7125-1155
・2日回、4日回、13日回…10時～
・6日回…15時30分～

【関宿総合公園体育館】☎7198-8500
・1日回、3日回、6日回…10時～
・6日回…15時30分～

リフレッシュルーム

【野田公民館】☎7123-7818
※運動のできる服装・室内用運動靴・タオルを持参
・2日回、5日回、9日回
…11時、13時、17時、19時～

※いずれも対象は満16歳以上。各ルームの利用には事前に本講習会の受講が必要です
月額使用料：市民1,360円、市民以外2,040円

わが家の天使



高橋佑虎くん
(22.5.19生・中央)

高橋海羽ちゃん ・ 高橋南充ちゃん
(12.12.14生・左) (14.10.16生・右)

人口と世帯：人口＝157,203人／男＝79,000人、女＝78,203人／世帯数61,853世帯（H23. 1. 1現在）